館山市広報

発行所　館山市役所
館山市北條1087番地
電話館山67.68.188番

# 社會保障の前進

## 館山市社會福祉事務所開設

昭和二十六年三月十九日法律第四十五号を以て社會福祉事業法が施行され、福祉事務所に關する規定は十月一日から施行されたのですが福祉事務所は原則として三法（生活保護法、兒童福祉法、身体障害者福祉法）の定めるところによつて援護育成又は更生の措置に關する事務をつかさどる専門職業的な地方第一線の行政機關であります。館山市社會福祉事務所も十月一日から市役所内に設置發足いたしましたからどうぞ御利用下さい福祉三法の事務について皆さんの生活上の色々な相談や指導に当る係は社會福祉主事です毎月一回以上地区擔当員が被保護家庭を訪問致しますから何事でも御相談願います。

# 市議會の動き

第五回市議會臨時會は九月二十二日招集されその會期を七日間として、次のような議事が行われた。

一、昭和二十六年度八月出納臨時檢査報告
一、昭和二十六年度九月例月檢査報告
右二件を一括して監査委員より報告あり歳入未收入に對する措置につき意見があつた。

一、公有水面埋立地の字設置答申について
元館山海軍航空隊用地は海岸の埋立地で當時の事情から一切の手續きが行われずに今日に至つたので抑下げその他開發上のことにつき支障がすくなくなかつた、この用地は東は沼八五二番地の一から西は大賀八一番地の一〇に至る三十六万八千四百七十八坪で、これに關する各法律の手續きを經て今回館山市議會に對して千葉縣知事よりその區域に「字富士見」を設置したいと云う諮問が行われたので館山市議會はこれに異議のない答申を議決した。

一、セメントの購入について
一、小型棒鋼の購入について
八月議會で議決された都市計画防火貯水槽を市内五ケ所に設置するセメントを指名競爭入札の結果大西慶一郎が八百九十九袋七分、四十万五百圓也で落札したのでこの契約についての議案で原案が議決された。
小型棒鋼も同じく都市計画防火貯水槽用の資材で指名競爭入札の結果高山又次郎が五千四百四十一瓩、二十八万八千五百圓也で落札しこの契約をする議案で原案が議決された。

一、警察吏員用甲種外とうの購入について
市警察署員用の冬外とう五十三着分三十六万四百圓也（單價六千八百圓）で千葉縣自治警察連絡協議會長鈴木兼吉と隨意契約を以つて購入しようとする議案で原案が議決された。

一、館山市職員定數條例中改正について
この條例は職員の種類の規定と一般非常勤の消防團員を除いて消防署の職員の定數を規定する改正條例であるので原案が議決された。

一、館山市議會の議員及び委員等の報酬額費用弁償額並びにその支給に關する條例中改正について
今回設置される固定資産評價審査委員會委員の費用弁償日額三百圓の支給等を規定する改正條例で原案が議決された。

一、館山市固定資産評價審査委員會委員選任につき市議會の同意を求めるについて
地方税法第四百二十三條の規定する固定資産評價審査委員會委員三人に久佐譯信次郎・相馬英辰庄司市五郎の三氏を選任しようとする議案で原案通り選任に同意された。

一、監査委員選任につき市議會の同意を求めるについて
本市監査委員の學識經驗を有する者の委員が欠員中であつたがこの度、關武夫氏を監査委員に選任しようとする議案で原案通り選任に同意議決された。

一、昭和二十六年度館山市歳入歳出追加更正豫算議決について
今回の追加更正豫算額二百七十六万九百九十九圓で当初豫算以降の累計額九千七百七十一万四千七百十七圓を合し一億四十七万五千七百十六圓となる、これにつき市財政經済の面等より多數の意見が交換された、歳出の主たるものは館山保健所建設費寄附として百万圓消防署分遣所設置の經費として四十九万七千四百二十九圓、社會福祉事務所費の三十万三千五百二十九圓、土木費の二十万四千四百六十圓、警察費の十八万二千二百六十圓その他等で歳入は固定資産税を以つてこれに充當される原案を結局議決された。

一、新道設置請願書
市内湊三七一番地小林貞治外七名の代表者より請願の湊地區中央部より池貝工場を横斷し海岸に通ずる道路（池貝工場設置前にあつた道路）を設置されたいと云うことで當議會は審議の結果採擇と決定してこの處理については議會閉會中土木委員會において慎重審査及び調査することに議決された。

以上の通り九月第五回市議會臨時會はその會期七日間で上程の議案全部を議了して九月二十八日閉會された。

# 選擧人名簿の縦覧について

本年九月十五日現在で調製した基本選擧人名簿並びに海區漁業調整委員會委員選擧人名簿を來る十一月五日から十五日間市役所内選擧管理委員會室で關係者の縦覧に供します選擧人名簿に登載されている者の資格は次のとおりであります。

一、基本選擧人名簿
○日本國民で年令滿二十年以上の者（昭和六年十二月二十一日以前生れ）
○本年六月十六日以前から引つゞき本市の區域内に住所を有していること
○公職選擧法第十一條の規定に該當していない者

二、海區漁業調整委員會委員選擧人名簿
イ、年令二十年以上の者（昭和六年十二月二十一日以前生）
ロ、本市の區域内に住所又は事業場を有する者
ハ、一年に九十日以上漁船を使用する漁業を營み又は漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に從事する者
ニ、一年に九十日以上採藻漁業、若しくは採貝漁業を營み又はこれらの漁業者のために採藻若しくは採貝に從事する者
ホ、漁業協同組合又はその連合會の役員となつたため前ハ・ニに該當しなくなつたものでその役員に就任する際に前ハ及びニの要件を充足している者
○公職選擧法第十一條の規定に該當していない者

實際に以上の要件を具備していても選擧人名簿に登載されていなければ投票することができませんので一人でも多くの縦覧を希望しています。縦覧期間中は土曜日、日曜日も平常どおり（午前八時三十分から午後五時まで）係が執務しておりますので念のため申添えます。この縦覧期間中に名簿に脱漏していたり、誤載があると認めた方は文書で選擧管理委員會に異議の申立をすることができます。異議申立の書式は別記の要領に準じ作成して下さい。この縦覧期間を過ぎますと例へ脱漏又は誤載があると認める場合でも異議申立をすることができなくなります。

（館山市選擧管理委員會）

別記

異議申立書

住所
異議申立人　氏名
（又は右代理人　氏名）

一定の申立

昭和二十六年九月十五日現在で調製した基本選擧人名簿（海區漁業調整委員會委員選擧人名簿）に登載せられたい。

理由

私は……である

右公職選擧法第二十三條第一項（漁業法第八十九條第五項の規定により準用する公職選擧法第二十三條第一項）により異議申立をします

昭和二十六年十一月　日

異議申立人　氏名㊞
（又は右代理人）氏名㊞

館山市選擧管理委員會
委員長殿

# 就業人口調査の実施について

十一月一日を期して千葉縣一齊に抽出法による就業人口調査が行われます。

この調査は縣民の就業及び不就業の狀態を明らかにして行政施策の基礎資料を得ることを目的とするものです。

この調査は全世帯ではなく知事が定める方法によつて抽出された世帯を對象として實施するものでありますが調査目的を理解して全市民の御協力を願います。

# 統計だより

職業分類人口並に從業上の地位別男女別人口

（昭和25.10.1現在）

| 符号 | 區分 | 主 男 | 主 女 | 單 男 | 單 女 | 家 男 | 家 女 | 雇 男 | 雇 女 | 官 男 | 官 女 | 公 男 | 公 女 | 進 男 | 進 女 | 計 男 | 計 女 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 技術的從事者 | 3 | | 11 | | 1 | | 41 | 1 | 19 | | 26 | | | | 101 | 1 |
| B | 教授及教師 | | 2 | 2 | 2 | | | 6 | 14 | 3 | | 225 | 121 | | | 236 | 139 |
| C | その他の專門的從事者 | 23 | 4 | 91 | 52 | 3 | 6 | 81 | 66 | 16 | | 11 | 8 | | | 225 | 136 |
| D | 支配人及管理者 | 23 | 2 | 2 | 1 | 2 | | 153 | | 9 | 1 | 3 | | | | 192 | 4 |
| E | 書記的業者及關連從事者 | 2 | | 5 | 1 | | 1 | 494 | 225 | 242 | 165 | 174 | 75 | | 1 | 917 | 468 |
| F | 販賣從事者 | 134 | 39 | 695 | 237 | 172 | 428 | 310 | 121 | 21 | 4 | | | | | 1.332 | 832 |
| G | 農夫農場從事者及牧夫 | 6 | 3 | 1.044 | 461 | 536 | 1.546 | 52 | 37 | | | 2 | 4 | | | 1.640 | 2.051 |
| H | 伐木夫獵師及類似從事者 | 1 | | 9 | | 2 | 1 | 21 | 1 | | | 1 | | | | 34 | 2 |
| O | 漁夫及類似從事者 | 62 | | 150 | | 135 | 7 | 946 | 36 | | | | | | | 1.293 | 43 |
| P | 採鑛的及採石的職業 | | | 1 | | | | 12 | | | | | | | | 13 | |
| Q | 運輸的職業 | | | 13 | | 5 | | 241 | | 10 | | 14 | | 9 | | 292 | |
| R | 金屬製品及金屬製品關係職業 | 22 | 1 | 107 | | 31 | | 452 | 9 | 1 | | 1 | | | | 614 | 10 |
| S | 紡織關係職業 | | | 1 | 1 | | | 1 | | | | | | | | 2 | 1 |
| T | 織物製品關係職業 | 6 | 2 | 73 | 77 | 4 | 14 | 17 | 40 | | | | | | | 100 | 133 |
| U | 木材及木製品關係職業 | 31 | | 242 | 68 | 78 | 29 | 233 | 64 | | | 11 | 5 | | | 595 | 166 |
| V | 据付機關運轉者及類似從事者 | | | | | | | 11 | | | | | | 1 | | 12 | |
| W | その他の技術工 | 60 | 1 | 243 | 17 | 79 | 53 | 438 | 123 | 10 | | 1 | | | | 831 | 194 |
| X | 單純勞働者 | 4 | | 4 | | 5 | 1 | 307 | 99 | 7 | 2 | 20 | 11 | 4 | | 351 | 113 |
| Y | 家事サービス職業 | | | | 4 | | | 1 | 236 | | | | | | | 1 | 242 |
| Z | 保安サービス從事者 | | | | | | | 20 | | 21 | 1 | 65 | 3 | | | 106 | 4 |
| AA | サービス從事者（保安を除く） | 15 | 11 | 71 | 24 | 22 | 51 | 44 | 244 | 2 | | 19 | 29 | | | 173 | 359 |
| AB | 分類不能職業 | | | 16 | 4 | | | 2 | 3 | | | 2 | | | | 20 | 7 |
| | 計 | 392 | 65 | 2.780 | 949 | 1.075 | 2.137 | 3.883 | 1.222 | 361 | 173 | 575 | 256 | 14 | 1 | 9.080 | 4.903 |

備考　主は雇人を使用する業者。單は單獨業者。家は家族從業者。雇は他人に雇われてゐる者　官は國家公務員。公は地方公務員。進は進駐軍要員。

# 立木を伐るには届出を！

改正森林法により、ヤマの立木を伐るには、木の年令によっていろ〳〵な手續きが必要になりました。次にそのあらましを表に掲げましょう。尚届出用紙は市役所にあります

## 改正森林法による年令別伐採手續表

| 樹種＼伐採種別 | 届出のみで自由に伐採できるもの | 許可により伐採できるもの | 伐採できないもの |
|---|---|---|---|
| まつ | 三十一年以上 | 三十年以下二十一年まで | 二十年以下 |
| すぎ | 三十六年〃 | 三十五年以下二十一年まで | 二十年〃 |
| ひのき | 四十一年〃 | 四十年以下二十一年まで | 二十年〃 |
| くぬぎ | 六年〃 | 五年以下 | 五年以下 |
| 雑木 | 二十一年〃 | 二十年以下六年まで | |
| すぎ | 四十一年〃 | | |

備考（届出手續方法）　伐採の日の六十日前までに届出る

許可申請書提出期日　○昭和二十七年一月―三月末日までに伐採するものは昭和二十六年十一月中提出　○許可有効期間は一ケ年

昭和二十六年十二月末日迄は六十日前に伐採届を提出すれば全部伐採できる。二十七年以降は伐採できない。

# 多彩な行事　第四回館山市文化祭

第四回館山市文化祭は十月二十一日から館山市、館山市体育協會、館山市文化連絡協議會共催、館山市觀光協會協賛の下に開催されることになりました。

行事の種目開催の日時場所は次の通りです。

| 種目 | 日時 | 場所 |
|---|---|---|
| **体育大會** | | |
| 市民大運動會 | 十月二十一日午前九時半 | 北條小學校々庭 |
| 館山市卓球チームトーナメント | 〃　午前九時半 | 北條小學校講堂 |
| 弓道大會 | 十月二十八日午前十時 | 神明神社境内（神明町） |
| 全安房中學校籠球選手權大會 | 〃　午前八時 | 安房第一高校々庭 |
| 全安房庭球選手權大會 | 〃　午前九時 | 〃 |
| 郡市中學校排球選手權大會 | 十一月三日午前九時半 | 船形小學校々庭 |
| 市内地區對抗選手權相撲大會 | 〃　午前十時 | 安房第一高柔道場 |
| 全安房柔道大會 | 十一月四日午前九時 | 安房水産高校々庭 |
| 安房一高對安房水高野球大會 | 十一月十一日午前九時 | 第二中學校々庭 |
| 郡市中學校選抜野球大會 | 十一月二日午後一時 | 北條小學校講堂 |
| 市内地區對抗、老童野球大會 | 〃　午前十時 | 〃 |
| **藝能大會** | | |
| こども時間 | 〃　午後一時 | 〃 |
| 音樂演奏會 | 十一月三日午後一時 | 船形小學校講堂 |
| 俳句講演會 | 〃　午前十時 | 〃 |
| 大會 | 〃　午後二時 | 北條小學校講堂 |
| 郡市高校辯論大會 | 〃　午後七時 | 安房第二高校講堂 |
| アレーの夕 | 十一月二日午後七時 | 館山小學校講堂 |
| 郵便映画の夕 | 十一月三日午後七時 | 北條小學校講堂 |
| 映画座談會 | 〃　午後七時 | 〃 |
| 短歌會 | 十一月四日午前十時 | 公民館 |
| 市民音樂會 | 〃　午後一時 | 〃 |
| 美術展 | 十一月二日午前九時より午後四時まで | 安房第二高校講堂（キネマ通り） |
| 寫眞展 | 十一月四日午前九時より午後四時まで | 久の家（キネマ通り） |
| 華道展 | 〃 | 畜産會館階上 |
| 茶道展 | 〃 | 館山高等學校 |
| 郵便局開局 | 〃 | 〃 |
| 切手趣味展 | 〃 | 北條小學校 |
| 書道展 | 〃 | 〃 |
| 教育作品展 | 十一月三日より四日まで | 第一會場　那古小學校<br>第二會場　館山小學校 |

# 自動車の臨時運行の許可について

自動車の臨時運行の許可は道路運送車輛法第三十四條第二項の規定によりその運行の經路の最寄りの市長が行うようになりましたからお知らせします。

但し事務の開始は十一月一日の豫定でそれ迄は從前のとおりです。

# 原動機付自轉車及び旅客輕車輛の檢査について

原動機付自轉車及び旅客輕車輛の檢査は道路運送車輛法第七十三條の規定するところに依りその使用の本據の位置を管轄する市長の檢査を受けることになりましたのでお知らせします。

尚現に檢査を受けているものについては其の期間の終了の時に行うことになっています。

# 農家のしおり

爽やかな秋です。刈入れに、蔬菜の手入れに、冬作の準備にお急がしい最中です。秋の夜長のホンの一時皆さんのお目通しを願います。

## ◇麥はこうして作りましょう

○麥の品種

大麥水府　秋蒔性　五月二七日頃成熟　極めて短稈多肥性に富み倒伏しない、煙草や蔬菜間作用。

關取二号　秋蒔性　五月末日頃成熟　長稈多收施肥量に敏感適應性が廣い。

坊主一号　秋蒔性　五月二十七日頃成熟　長稈耐病弱い早生麥として蔬菜地向。

小麥農林九号　秋蒔性　六月十日頃成熟　やゝ短稈品質良く粉質菱縮に弱い。

農林二六号　春蒔性　六月十日頃成熟　裏作や肥沃地向多肥多溫に耐え適應性廣い。

農林五三号　春蒔性　六月十二日頃成熟　暖地向二六号の出來の悪い所多肥では倒れるが作り易い。

農林六四号　秋蒔性　六月十四日頃成熟　穗數型適應性が廣い極めて多收良質、粘質土向

以上は當地區で作れる品種で作業の手順は秋蒔の關取、坊主、水府、農九、農六四は早く蒔き二六や五三はあとにする。

○種子の消毒

1. 擂水選……大麥の場合水一斗に擂一貫二〇〇匁位　小麥なら一斗に擂二貫位

以上水洗は完全に

2. ウスブルン消毒……水一斗に本劑五匁液に大麥は三〇分、小麥は一時間漬ける。

尚溫湯消毒をする場合丈水洗をする。

3. 風呂場……溫湯消毒の最も確實容易なやり方で、入浴後の風呂場に種子を浸し翌朝出して蒔付ける。

以上部落共同で實施して下さい。

○土壤の改善

案外酸性になっています。殊に大麥は酸性に弱い。蒔付前に石灰反當五貫―一五貫施すこと。

○播種は適期に

土をよくだき排水をよくすることです。蒔付は適當な作條を切り堆肥や他の基肥を施してから必ず間土を入れて蒔きます。蒔付は必ず適期に行うよう、尚時期と播種量は

秋蒔性

十一月二十日前　反五升

十一月三十日迄　反七升

十二月以降　反七―一斗

春蒔性

十一月二十五日前反五升

以下十日遲れる毎に二割增とする。

○肥料について

古老の言にも麥は肥でとれと云うように麥は稻よりも肥料の施し量によつて收穫は異なるものです。肥料としては堆肥を必ず反二百貫以上施す。基肥として堆肥の外窒素加里燐酸を施すが窒素は大部分を追肥に施すのがよい。尚下肥溜に過燐酸を入れて追肥に用いるとチツソリン酸共に効きがよい。

## ◇さつま藷の掘り取は

昨年貯藏中にくさつた殆どが霜が降つてから掘り取つたものです。藷も肥大に限りがあります、跡作の關係もありましょう。成るべく霜の來ぬ内にお早く。最後の掘取りの目安は、館山市の平年初霜が十一月十六日ですからそれ以前に終るようにして下さい。

尚さつま藷の貯藏は

1. 貯藏される藷は絶対無病健全であること
2. 貯藏溫度は攝氏十度―十五度の間の適溫を變化なく保つこと
3. 掘取直後は少くとも一週間位充分な換氣を行い藷の呼吸を完全に行わせること
4. 貯藏中は過乾狀態にしないこと、又過濕にならぬ場所を撰め選ぶこと
5. 貯藏中の環境は常に變化のないこと

これを要するに藷穴へは少量のワラ屑いをしてその中に空間を殘して藷を積むこと、穴からは呼吸用の竹筒を出して置く、寒くならぬ内に此の竹筒を除去するとよい。

## ◇蔬菜の病害虫には

○大根白菜のベト病……今年は多い見込。三共ボルドウか銅製劑を水一斗に十匁とかして撒布する

○ヤサイ象虫……夏の間休眠してたゾウ虫の成虫の活動期に入ります。これから產卵し幼虫も出るので洋菜セルリー人蔘白菜の被害が豫想されます。早期に菜劑撒布すること。DDT乳劑の四百倍液（水一斗に二匁半）が効果があります。

○DDT乳劑……秋蔬菜にはなくてならない農藥です。なお農藥と指定や他の基肥を施してから必ず間土を入れて蒔きます。蒔付は必ず適期に行うよう、尚時期と播種量は

秋蒔性

十一月二十日前　反五升

十一月三十日迄　反七升

十二月以降　反七―一斗

春蒔性

十一月二十五日前反五升

以下十日遲れる毎に二割增とする。

○肥料について

古老の言にも麥は肥でとれと云うように麥は稻よりも肥料の施し量によつて收穫は異なるものです。肥料としては堆肥を必ず反二百貫以上施す。基肥として堆肥の外窒素加里燐酸を施すが窒素は大部分を追肥に施すのがよい。尚下肥溜に過燐酸を入れて追肥に用いるとチツソリン酸共に効きがよい。

## ◇蔬菜の病害虫には

○大根白菜のベト病……今年は多い見込。三共ボルドウか銅製劑を水一斗に十匁とかして撒布する

○ヤサイ象虫……夏の間休眠してたゾウ虫の成虫の活動期に入ります。これから產卵し幼虫も出るので洋菜セルリー人蔘白菜の被害が豫想されます。早期に菜劑撒布すること。DDT乳劑の四百倍液（水一斗に二匁半）が効果があります。

○DDT乳劑……秋蔬菜にはなくてならない農藥です。なお農藥と指定

## ◇農事メモ　十一月の巻

○ナタネの定植……十一月中旬が適期、三―四尺畦に一尺内外に植え堆肥三百匁硫安五貫匁過石五貫匁加里二貫匁施します。

○甘藍玉ねぎ定植……十一月中の行事の一つ。下旬頃が適期。甘藍は中位の莖の節のつまつたものを選ぶ。大苗や莖や節の長いものは抽台分球や結球不良となる。

玉ねぎは苗の太さ直徑二分五厘位のものを二尺畦二條寄植、深さ一寸前後、肥料は堆肥の外燐酸加里を多目に硫安と共に施す。

○御存じですか？

皆さんのふとん一貫匁からどの位の水が逃げるでせうか？

實に湯呑茶わん一杯の水です。この水中にはるバイキンを殺し夜の充分の睡眠の爲に皆さんのふとんを干しませう。色鉢ですり込んだものを用います。

## ◎待望の公設質屋開設

長い間の懸案でありました庶民金融の大きな役目を果たす市營質屋が愈々十月二十日から船形四地區に開業することになりました。市民居住者であれば毎日（たゞし日曜祭日をのぞく）朝八時半から午後三時迄何時でも皆様方の御利用を願うことになつて居ります。

尚詳細なことは現場又は市役所民生課に御問合せ下さい。

## ◎未復員留守家族の方々に

未だ歸らぬ異境の地の肉身に對しては一日千秋の思いでお待ちのことゝ存じます。然し未だ明確な情報を得ず今日に至つております。つきましては來る十一月二十一日縣民生部世話課員が出張して市役所で皆様と膝を交え未復員狀況其の他の御相談をいたしますので留守家族の方々の御出席をお願いいたします。

## へ隣りたちとなにみを讀む

| 廻覽順 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|